

防災加工専門技術者講習会規程

制 定 平成13年 5月24日

最終改正 令和 6年 4月 1日

(目 的)

第1条 この規程は、「防災性能確認業務規程」(平成13年1月1日制定。以下「確認業務規程」という。)第21条の規定に基づき、公益財団法人日本防災協会(以下「協会」という。)が、防災物品を製造又は防災処理するときの品質管理に当たる防災加工専門技術者に必要な知識及び技能を修得するための講習会の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(防災物品品質管理委員会)

第2条 講習会の課程内容、実施方法及び講習会修了考査の合否判定基準は防災物品品質管理委員会が定める。防災物品品質管理委員会の組織及び運営は、別に定める「防災物品品質管理委員会規程」による。

(講習会実施計画の作成)

第3条 協会は、各年度当初までに、その年度内における講習会実施計画を作成する。

(講習課程内容及び日数)

第4条 講習課程の内容、時間及び日数は、別表1のとおりとする。

(受講申請等)

第5条 講習会を受講しようとする者は、別記様式第1の防災加工専門技術者講習会受講申請書により、手数料及び写真を添えて協会の本部又は開催地を担当する地区事務所に申請する。

2 受講者は、いずれかの地区で行う講習を受講することができる。

3 協会の本部又は地区事務所の所在地及び担当区域は、確認業務規程別表第2のとおりとする。

(合否結果通知)

第6条 協会は、講習会修了考査の合否判定基準に基づく合否結果を合格のときは別記様式第2、不合格のときは別記様式第2の2により受講者に通知する。

(講習修了証の交付)

第7条 協会は、講習会の課程を修了し、かつ、修了考査に合格した者に別図の防災加工専門技術者講習修了証(以下「講習修了証」という。)を交付する。

(講習修了証の再交付)

第8条 講習修了証の交付を受けた者が、講習修了証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合、別記様式第3の防災加工専門技術者講習修了証再交付申請書により、手数料を添えて協会の本部又は当該交付を受けた者の住所を担当する地区事務所(以下「協会本部又は事務所」という。)に講習修了証の再交付を申請することができる。

2 講習修了証を亡失してその再交付を受けた者が亡失した講習修了証を発見したときは、これを速やかに協会本部又は事務所に提出しなければならない。

(講習修了証記載事項の変更)

第9条 講習修了証の交付を受けた者が、講習修了証に記載された氏名に変更を生じたときは、別記様式第3の防災加工専門技術者講習修了証書換申請書により、手数料を添えて速やかに協会本部又は事務所に申請しなければならない。

2 講習修了証の交付を受けた者が、住所又は勤務先を変更したときは、別記様式第3の防災加工専門技術者住所・勤務先変更届出書により、速やかに協会本部又は事務所に届出なければならない。

(講習修了証の取消)

第10条 協会は、講習修了証の交付を受けた者が防災物品の加工及び品質管理を適切に行っていないと認めたときは、講習修了証の返納を命ずることができる。

(再講習等)

第11条 講習修了証の交付を受けた者は、防災に関する知識及び技能の更新に即応するため、5年に1回以上の再講習を受けなければならない。

2 再講習課程の内容、時間及び日数は、別表2のとおりとする。

3 再講習を受講しようとする者は、別記様式第5の専門技術者再講習受講申請書により手数料を添えて協会の本部又は開催地を担当する地区事務所に申請する。

4 受講者は、いずれかの地区で行う再講習を受講することができる。

(手数料)

第12条 手数料は、協会が別に定める「防災物品に係る確認業務及び防災ラベル交付等に関する手数料規程」によるものとする。

附 則

(施行日)

1 この規程は平成13年5月24日から施行する。

(廃止)

2 「防災加工専門技術者講習会に関する規程」(昭和48年9月1日制定)は廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、現に第2項の前規程により資格証の交付を受けている者は、この規程の施行の日において認定を受けた者とみなす。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

1 この規程は平成22年9月15日から施行する。

(経過規程)

2 この規程の施行の際、改正前の本規程第8条により資格証の交付を受けている者は、この規程により講習修了した者とみなす。

附 則

(施行日)

この規程は平成24年5月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は令和元年8月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この規程は令和6年4月1日から施行する。

防災加工専門技術者講習会受講申請書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

<p>(写真貼付)</p> <p>最近6ヶ月以内に 撮影したもの (縦3cm×横2.5cm)</p> <p>*写真2枚用意、裏面に 氏名記載、1枚はここに 貼り、1枚は貼らずに 申請書と一緒に提出下 さい。</p>	<p>(ふりがな)</p> <p>氏 名</p> <p>年 月 日 生</p>	
	<p>〒</p> <p>現住所</p> <p>電 話 ()</p>	
<p>就 職 年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>	
<p>事 業 所 及 所 在 地</p>	<p>事業所名 (会社名等)</p> <p>〒</p> <p>電 話 ()</p>	
	<p>東京・大阪 (どちらかを○で囲むこと。)</p>	
<p>備 考</p>		
<p>※ 受 付 欄</p>	<p>※ 経 過 欄</p>	<p>※ 手 数 料 欄</p>

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

防災加工専門技術者修了考査判定結果通知書

防 炎 協 第 号
年 月 日

殿

公益財団法人日本防災協会
理事長

年 月 日実施の修了考査に関する判定の結果、
貴殿は合格されましたので、通知いたしますとともに防災加工専門
技術者講習修了証を交付いたします。

防災加工専門技術者

講習修了証再交付申請書
 講習修了証書換申請書
 住所・勤務先変更届出書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

申請者
 氏 名

講習修了証番号 又は資格証番号		第	号	交付年月日	年 月 日
記載事項	ふりがな 氏 名	旧			
		新			
届出事項	現住所	旧	〒		
		新	〒 電話 ()		
届出事項	事業所名 及び 所在地	旧	事業所名		
		新	事業所名 〒 〔 電話 就業年月日： 年 月 日 〕		
再交付理由		1 亡失 ・ 2 減失 ・ 3 汚損 ・ 4 破損			
*受付欄		*経過欄		*手数料欄	

- 注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 2 再交付申請書、書換申請書、変更届は該当する事項を○で囲むこと。(重複可)
 3 理由の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
 4 講習修了証に貼付する写真(6ヶ月以内に撮影した上半身写真 縦3cm×横2.5cmのもの)1枚を添付すること。
 5 *印欄は、記入しないこと。

防災加工専門技術者再講習受講申請書

年 月 日

公益財団法人日本防災協会理事長 殿

講習修了証番号 又は資格証番号	第 号	講習修了証 又は資格証 取得年月日	年 月 日
氏 名 及 び 現 住 所	(ふりがな) 氏 名		
	〒 電 話 ()		
就 職 年 月 日	年 月 日		
事 業 所 及 び 所 在 地	事業所名 (会社名等)		
	〒 電 話 ()		
受 講 会 場			
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	※ 手 数 料 欄	

注 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印欄は、記入しないこと。

— 講 習 課 程 —

1. 講習課程内容

(1) 講 義

- | | |
|-------------------|------|
| ① 防災関係法令 | 1 時間 |
| ② 繊維の基礎知識・各種繊維の性能 | 1 時間 |
| ③ 防災薬剤及び防災加工 | 3 時間 |
| ④ 防災燃焼試験法 | 1 時間 |

(2) 実 習

- | | |
|---------------------|------|
| 各種機材の使用方法及び各種繊維の鑑別法 | 2 時間 |
|---------------------|------|

(3) 修了考査

- | | |
|-------|------------|
| ① 筆 記 | 1 時間 |
| ② 実 技 | 1 時間 3 0 分 |

2. 講習日数は、2日間とする。

－ 再 講 習 課 程 －

1. 再講習課程内容（講義）

- | | |
|----------------------|------|
| （1） 防災関係法令 | 1 時間 |
| （2） 繊維の基礎知識・各種繊維の鑑別法 | 1 時間 |
| （3） 防災薬剤及び防災加工 | 1 時間 |
| （4） 防災表示の留意点 | 1 時間 |

2. 講習日数は、1日間とする。

別 図

防災加工専門技術者講習修了証 (プラスチック製カード)

表

防災加工専門技術者講習修了証		
写 真 3.0cm×2.5cm	第 号	取得年月日 年 月 日
	フリガナ	氏 名
	生年月日	年 月 日
	公益財団法人 日本防災協会印	

(縦：54mm 横：86mm)

裏

(注 意 事 項)

- 1 防災加工の業務を誠実に行うこと。
- 2 他人に本講習修了証を譲り渡し又は貸与しないこと。
- 3 吹付によりカーテン等に防災加工を行う場合は、消防機関に連絡し、その立会を求めること。
- 4 本講習修了証を亡失、汚損、破損等しないようにするとともに記載事項に手を加えたり、本講習修了証の形を変えたりしないこと。
- 5 本講習修了証の記載事項に変更が生じたとき又は本講習修了証を亡失若しくは汚損したときは、速やかにその書換又は再交付を受けること。
- 6 5年以内ごとに再講習を受け、知識及び技能の更新をすること。

表

講習カード (紙製)

(縦：55mm 横：182mm)

受講年月日	受講場所	証印	<p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">防災加工専門技術者講習カード</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">修了証番号</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏 名</p>
5			
6			
7			
8			

裏

就業年月日	事業所名及び所在地	受講年月日	受講場所	証印
		1		
		2		
		3		
		4		